

新規申請の研究について1研究あたりの手数料は以下とする。

申請者	審査手数料（税別）
本学内	487,500 円
本学外	546,000 円

臨床研究法施行規則附則より既の実施している経過措置対象の研究について1研究あたりの手数料は以下とする。

	申請者	手数料（税別）
研究開始から対象者への観察期間終了まで	本学内	78,800 円
	本学外	88,256 円
対象者への観察期間終了から研究終了まで	本学内	33,800 円
	本学外	37,856 円

多施設共同研究の場合は参加施設数（代表施設を除く）に応じて1研究あたり以下を加算する。

	手数料（税別）
1～10 施設	15,000 円
11～20 施設	45,000 円
21～30 施設	75,000 円
31 施設以上	105,000 円

※本学外から申請された審査意見業務については、上記手数料に消費税額及び地方消費税額を加えて徴収する。